

## 「家畜等」とは

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年7月16日政令第198号)第1条)

家畜等
一 牛、馬（農林水産大臣が指定するもの <sup>※1</sup> を除く。）、豚、めん羊、山羊及び鹿
二 鶏及びうずら
三 蜜蜂
四 ぶり、まだい、ぎんざけ、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい（農林水産大臣が指定するもの <sup>※2</sup> は除く。）うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご及びにっこういわなその他のいわな属であつて農林水産大臣が指定するもの <sup>※3</sup>

(R4. 3. 31 現在)

- ※1 農林水産大臣が指定する馬は、「食用に供しない馬」(令和2年6月1日農林水産省告示第1070号)
- ※2 農林水産大臣が指定するこいは、「食用に供しないこい」(昭和51年7月24日農林省告示第749号)
- ※3 農林水産大臣が指定するいわな属の魚は、「にっこういわな、えぞいわな及びやまといわな」(平成16年10月27日農林水産省告示第1936号)